

令和3年度 山都町農業後継者就農交付金



山都町において、農業後継者が親元で就農する場合、または新規参入者が新たに農業経営を開始する場合、就農時1回に限り50万円（夫婦及び兄弟で就農の場合は70万円）を交付します。

対象者

- ・山都町に住民票があること
- ・就農日における年齢が45歳未満であること
- ・農業後継者（継承予定者）または農業経営者
- ・平成30年4月以降に就農した者
- ・国が行う『農業次世代人材投資資金（経営開始型）』の未交付者

交付額

- ・就農時1回に限り50万円を一括交付
- ・夫婦や兄弟で就農の場合は70万円を一括交付
※1経営体あたりの上限は70万円

申込期限 令和3年7月30日

交付要件

- ・認定新規就農者または認定農業者（共同申請を含む）であること

※認定農業者（共同申請）

家族農業経営に携わる世帯員が経営方針や役割分担などを取り決める「家族経営協定」に基づき、認定農業者の申請を経営のパートナーとして共同でおこなうこと。

- ・税申告が青色申告の経営体であること
- ・町税等の滞納がない経営体であること
- ・交付後、3年度間は農業に従事すること

提出先 農林振興課または各支所農林建設水道係

問合せ先 農林振興課 ☎72-1136

有機JAS認証に係る経費を補助します



有機農産物の認証登録事業者数が日本一のまち山都町では、有機JAS認証の定着と取得拡大を図り、安心安全の農業を推進するため、有機JAS認証に係る経費を補助します。

対象者 山都町内に住所を有し、令和3年度に新規または継続して有機JASの認定を受けた方

交付額（定額） 新規取得者：上限5万円 継続者：上限3万円

対象経費

- ・認定機関における有機農産物（生産行程管理者）の認証に係る経費
- ・認定事業者の年次調査結果の判定に係る経費

提出書類

- ・補助金交付申請書および実績報告書
- ・補助金請求書
- ・有機JASの認定証または年次調査結果の証明書の写し
- ・有機JAS認証を受けているほ場の一覧がわかる書類の写し
- ・有機JAS認定申請料等の領収書の写し
※明細がわかる請求書を添付
- ・振込先口座が確認できるものの写し

提出先 農林振興課または各支所農林建設水道係



有機JASマーク

農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された安全・安心な食品を表しており、認証を受けた事業者のみが使用できるマークです。

問合せ先 農林振興課 ☎72-1136